



Kumamoto City

News Release

令和6年（2024年）12月18日

第5次 熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）に関する パブリックコメントについて

熊本市では、策定中の第5次 熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について、広く市民の意見を聴取し、計画策定に反映させるため、「熊本市パブリックコメント実施要綱」に基づき、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

1 募集期間

令和6年（2024年）12月23日（月）～ 令和7年（2025年）1月22日（水）

2 公表方法

熊本市ホームページ掲載

健康福祉政策課、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び地域コミュニティセンターでの縦覧

3 公表内容

第5次 熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）

第5次 熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の概要

4 意見募集方法

電子メール、郵送、ファクス

5 意見に対する回答

熊本市ホームページ掲載や、健康福祉政策課、情報公開窓口、区役所、地域コミュニティセンター等での縦覧により、本市の考え方を公開します。

【お問い合わせ先】

健康福祉政策課

電話：096-328-2340

課長：的場（まとば）

担当：田島（たしま）

【概要版】

第5次 熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (素案)

令和6年(2024年)12月
熊本市・熊本市社会福祉協議会

健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課
高齢者支援部 高齢福祉課

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景と趣旨

- ◆ 社会福祉法第107条に基づく地域福祉推進のための市町村計画である「地域福祉計画」と、同法第109条に規定する市町村社会福祉協議会が中心となって策定する民間の行動計画である「地域福祉活動計画」とは、相互に連携して地域福祉を展開するものであり、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、これら2つの計画を一体的に策定するものです。
- ◆ 熊本市と熊本市社会福祉協議会(以下、「市社会福祉協議会」という。)は、令和元年度(2019年度)に第4次計画を策定し、計画に掲げる取組を進めてきましたが、この間、人口減少・少子高齢化の更なる進展をはじめ、コロナ禍やICT等の進展による行動変容等により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、孤独・孤立問題など住民や地域が抱える地域生活課題は複雑化・複合化してきました。
- ◆ これらの課題に対応し、住み慣れた地域で、だれもが安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域住民をはじめ行政や関係機関・関係団体が互いに支え合い、地域福祉を推進するための計画として、第5次計画を策定します。

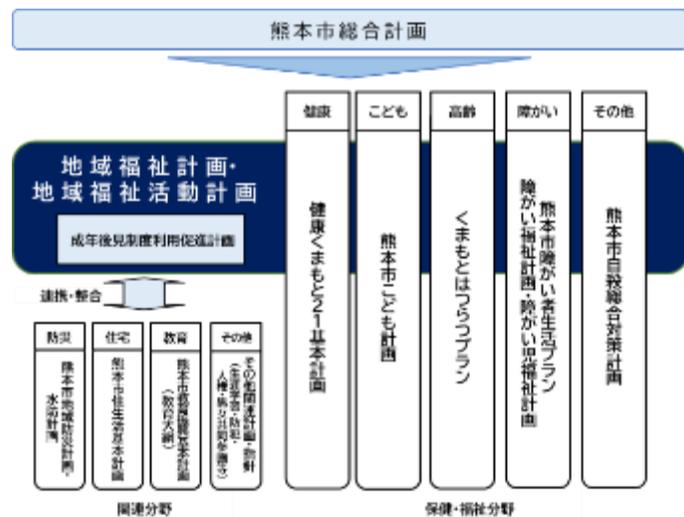
2 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和13年度(2031年度) 7年間

※熊本市第8次総合計画の計画年度と整合を図ります。

3 計画の位置づけ

- ◆ 「熊本市第8次総合計画」を最上位計画とし、ビジョン4の「だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち」を実現するための施策方針である『だれもが生きがいをもち、お互いに支え合える社会の実現』を目指す姿として、年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちをつくる取組を進めます。
- ◆ 第8次総合計画の理念のもと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関し、地域福祉の推進のため、各福祉分野が共通し、分野横断的に取り組むべき事項等を盛り込む計画とします。
- ◆ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する市町村計画(「熊本市成年後見制度利用促進計画」)をその内容に盛り込む計画とします。



第2章 計画に係る現状と課題

1 第4次計画におけるこれまでの取組と課題

第4次計画に各取組の進捗状況や成果の検証、市民等アンケートの結果分析から明らかになった主な課題をまとめると以下のとおり基づき推進してきたとなります。

① 地域における「つながり」の意識の希薄化

第4次計画では、地域住民相互の顔の見える関係づくりや、地域での支え合い体制づくりの推進を掲げてきましたが、近年のライフスタイルの変化とともに、行動変容等も相まって、地域のとつながりの更なる希薄化が懸念されます。

② 地域活動の担い手の高齢化・固定化

地域活動の担い手を確保するため、これまでボランティア活動に取り組んできた人や、養成してきた各種サポーターを地域福祉活動につなげる仕組みづくりが必要でしたが、コロナ禍の影響もあり十分な取組ができず、担い手の高齢化・固定化が進んでいます。

③ 地域の支援・連携体制等の停滞・低下

地域団体等の人材不足やコロナ禍の影響で活動自体に制限が生じたことも相まって、地域における支え合い活動が停滞し、支援・連携体制等の低下が懸念されます。また、支援者自身も様々な悩みを抱えていることから、支援・連携体制を継続させるためには、支援者自身への支援も必要です。

④ 孤独・孤立問題など地域課題の複雑化・複合化

個別の分野・団体による支援が届きにくい孤独・孤立問題やヤングケアラー、8050問題のような、複雑化・複合化した課題が顕在化する中、“相談をしない”“相談先が分からない”というような方が、取り残されないような支援体制の整備が必要です。

第2章 計画に係る現状と課題

2 第5次計画の取組の方向性

人口減少・高齢化が進展する中、地域資源を活かしながら、地域活動を維持していくためには、持続可能な地域共生社会を実現する必要があります。

そのため、第5次計画では、以下の方向性で課題に取り組み、つながり・支え合いの好循環の創出を目指します。

課題

① 地域における「つながり」の意識の希薄化

② 地域活動の担い手の高齢化・固定化

③ 地域の支援・連携体制の停滞・低下

④ 孤独・孤立問題など地域課題の複雑化・複合化

取組の方向性

I 地域福祉への関心を深め、地域において自分にできることを考え、できることから始められるなど意識を高め、つながり支え合える人づくりに取り組みます

II 誰もが地域活動の担い手になることができるよう、多様な世代の人たちが気軽に集い、交流する場所や機会を提供するなど参画しやすい仕組みづくりに取り組みます

III 地域活動を継続させるため、住民が抱えている困りごとに対して、住民同士で支え合い、行政や関係団体等が連携・協働して支援を届けられる、ずっと支え合える体制づくりに取り組みます

IV これまでの個別の支援制度では解決が困難な複雑化・複合化する課題に多機関連携による支援体制を構築し、誰一人取り残されない、だれもがつながる地域づくりに取り組みます

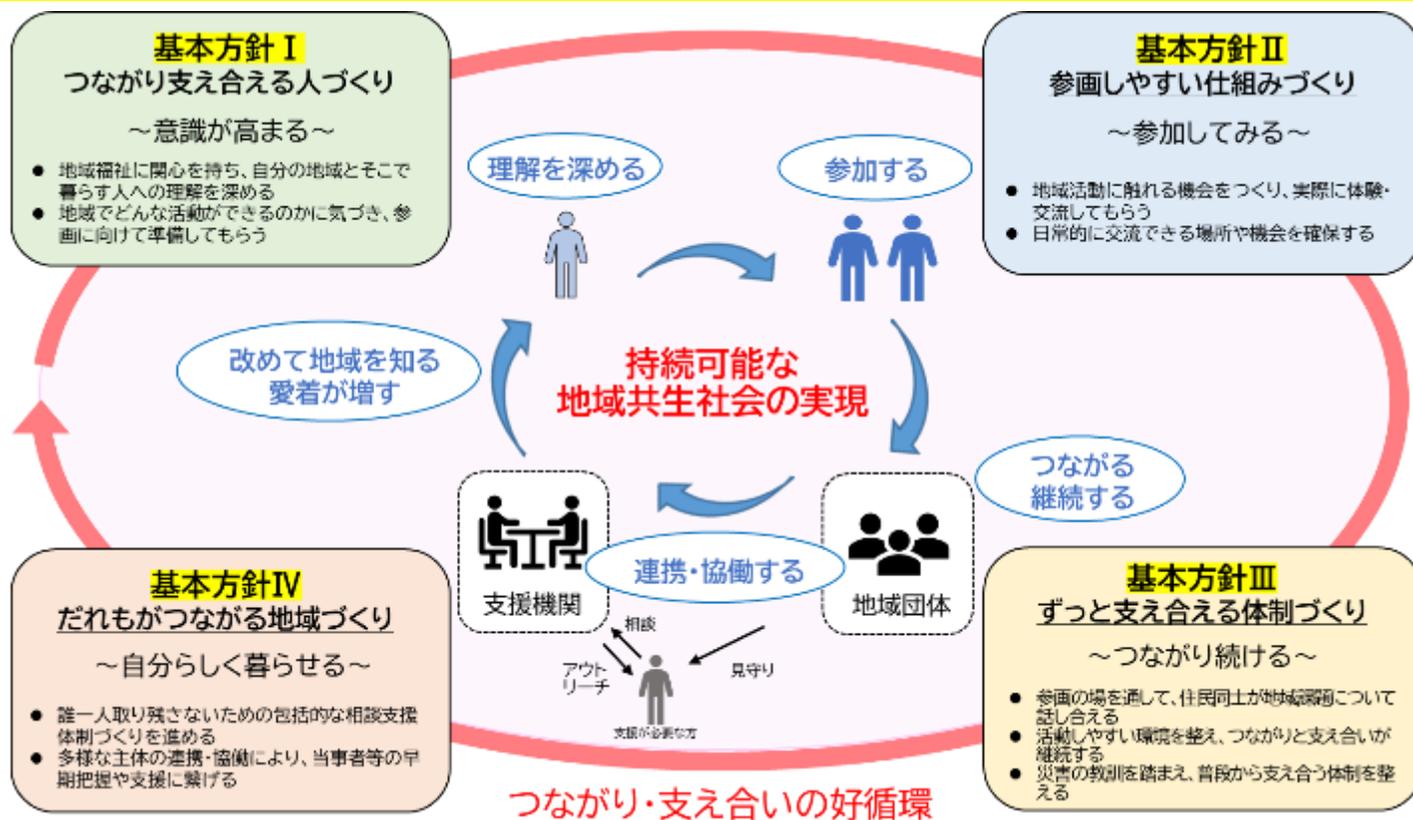
第3章 第5次計画の取組

1 基本理念・基本方針

第5次計画においては、一人ひとりの多様な価値観を尊重するとともに、人口減少・少子高齢化が進展する中、地域住民の積極的な参画と活動しやすい環境づくりを図りながら、持続可能なものとして地域共生社会を実現する考え方に基づき、次のとおり基本理念を定めます。

また、基本理念を実現するための基本方針として、持続可能な地域づくりを重要な視点として、地域住民一人ひとりの参画・協働に基づく、つながり・支え合いの好循環を創出することを旨として、以下の4つの基本方針のもと、取組を推進していきます。

【基本理念】 だれもが 自分らしく ずっとつながり支え合える 地域づくり



第3章 第5次計画の取組

2 計画の体系

基本理念に基づく4つの基本方針に沿って、それぞれの取組の視点を分かりやすく設定したうえで、当該取組の視点に応じた具体的な取組を進めます。

基本方針	取組の視点(取組の主な対象)	具体的な取組
I つながり支え合える人づくり	意識が高まる (地域でどんな活動ができるのかわからない方・参加したことがない方など)	I-1 地域福祉に関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人への理解を深める 【取組1】地域福祉を進めるための情報発信・意識啓発 【取組2】福祉教育・福祉体験学習の充実
		I-2 地域でどんな活動ができるのかに気づき、参画に向けて準備してもらう 【取組3】ボランティア等の人材確保に向けた取組
II 参画しやすい仕組みづくり	参加してみる (地域活動への参画の意識が高まってきた方・準備をしてきた方など)	II-1 地域活動に触れる機会をつくり、実際に体験・交流してもらう 【取組4】高齢者サロンや子育てサークル等の地域活動への参加の促進 【取組5】地域の健康づくり活動の推進
		II-2 日常的に交流できる場所や機会を確保する 【取組6】地域住民の交流の場の確保
III ずっと支え合える体制づくり	つながり続ける (地域活動に参加された方・継続して地域とつながる方など)	III-1 参画の場を通して、住民同士が地域課題について話し合える 【取組7】校区社会福祉協議会等の地域団体による地域福祉活動の推進
		III-2 活動しやすい環境を整え、つながりと支え合いが継続する 【取組8】民生委員・児童委員の活動支援 【取組9】地域団体等の情報共有や相互啓発の推進 【取組10】身近な相談窓口や相談支援機関の整備
		III-3 災害の教訓を踏まえ、普段から支え合う体制を整える 【取組11】災害訓練の実施等による地域の防災力の向上 【取組12】要配慮者への災害時支援体制の充実
IV だれもがつながる地域づくり	自分らしく暮らせる (地域と連携できる多様な関係機関・地域で困難な課題を抱える方など)	IV-1 誰一人取り残さないための包括的な相談支援体制づくりを進める 【取組13】複雑化・複合化した課題へ対応するための相談支援体制の充実 【取組14】官民連携による孤独・孤立対策の推進
		IV-2 多様な主体の連携により、当事者等の早期把握や支援に繋げる 【取組15】関係機関との連携による当事者等の早期把握や支援 【取組16】専門機関等によるアウトリーチ等を通じた継続的支援

第3章 第5次計画の取組

3 施策の展開

基本方針 I つながり支え合える人づくり

基本方針 I では、「意識が高まる」を基本的な視点として、2つの取組の視点を定め、地域福祉への関心を深め、自分以外の人を理解し、思いやる心を育む意識づくりに取り組めます。

また、地域や身の回りの人とのかかわりあいの中で自分以外の人視点に立ち、自分ができることを見つけたり、考えたりする機会をつくり、さらにそれを行動に移す準備をしてもらうための取組を進めます。

取組の主な対象 地域でどんな活動ができるのか分からない方・参加したことがない方など

取組の視点 I-1 地域福祉に関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人への理解を深める

【取組1】地域福祉を進めるための情報発信・意識啓発

※実施主体「◎」 主な連携・協力団体「○」

地域において自分ができる事を考えたり、見つけたりする事が出来るよう、高齢者分野、障がい者分野等それぞれの分野におけるサポーター等の養成や、出前講座等を実施するとともに、市民活動支援センター・あいぽーと等と連携し、ボランティア情報の発信や市民公益活動を活性化させるための研修会やイベント等に取り組むことで、気軽に地域福祉活動をはじめのきっかけを提供します。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
市民活動支援センター事業	市民公益活動を推進していくための活動拠点として、ウエルバルくまもと1階に「市民活動支援センター・あいぽーと」を設置	◎				○	○	市内全域
認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成	◎				○	○	各区
ボランティアコーディネーター養成事業	福祉施設、医療機関等のボランティア受け入れ施設のボランティア担当者をコーディネーターとして養成		◎			○	○	市内全域

取組の視点 I-2 地域でどんな活動ができるのかに気づき、参画に向けて準備してもらう

【取組2】福祉教育・福祉体験学習の充実

こどもの頃から、思いやりの心をもって助け合うことを学び、地域福祉活動に関心を持ってもらうことを目指し、教育機関等とも連携した福祉教育や、市社会福祉協議会が実施する車いす体験や福祉体験学習、こどもと高齢者の世代間交流の促進などの取組を推進します。7

第3章 第5次計画の取組

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
心のバリアフリー推進事業	心のバリアフリーを推進するための普及啓発を実施する	◎						市内全域
ジュニアヘルパー養成事業	小・中学生がジュニアヘルパーとして近隣の高齢者宅等を訪問し、話し相手や簡単な手伝いなどの見守り活動を行い、日常生活を通じた世代間交流を図る	◎	○				○	小学校区
ふくし出前講座	関係機関と連携・協働を図り、あらゆる世代に啓発・学習など様々な学びの場を提供し、「ともに生きる」をテーマに学校教育に積極的に関わり福祉教育の推進を図る		◎	○	○	○	○	市内全域

【取組3】ボランティア等の人材確保に向けた取組

子育てや地域づくりといった各分野における担い手養成の取組を推進するとともに、ボランティア活動保険による活動中の備えの充実や、くまもとポイント事業や介護保険サポーターポイント制度による地域福祉活動等への参加のインセンティブの導入等、地域福祉活動への参加意欲の醸成に取り組めます。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
くまもとポイント事業	「くまもとアプリ」を導入し、平時は地域活動等への参加にインセンティブとなるポイントを付与、災害時は避難所運営等に活用し、避難者支援等につなげる	◎	○			○		市内全域
介護保険サポーターポイント制度	65歳以上の市民でサポーター登録のある方が、登録された施設や団体等で行うボランティア活動に対し、活動期間に応じて、換金可能なポイントを付与	◎						市内全域
ボランティア育成事業	市民活動及びボランティア活動に関心のある市民向けの講座を開催し、人材の発掘・育成に努め医療・福祉施設等での連携の構築に取り組む		◎			○	○	市内全域

【取組2】ジュニアヘルパー養成事業風景



【取組3】くまもとポイント活用事業風景



第3章 第5次計画の取組

基本方針Ⅱ 参画しやすい仕組みづくり

基本方針Ⅱでは、「参加してみる」を基本的な視点として、2つの取組の視点を定め、だれもが地域活動の担い手になることができるよう、地域活動に触れる機会をつくり、実際に参加してもらう取組を進めます。

地域住民同士のつながりが希薄化する中、普段から地域の人たちと顔見知りになり、声を掛け合える関係を築くことが大切であることから、多様な世代の人たちが気軽に集い、日常的に交流できる場所や機会を確保し、地域への参画を促します。

取組の主な対象 地域活動への参画の意識が高まってきた方・準備をしてきた方など

取組の視点Ⅱ-1 地域活動に触れる機会をつくり、実際に体験・交流してもらう

【取組4】高齢者サロンや子育てサークル等の地域活動への参加の促進

「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサークル」等の活動が、住民に身近な地域でより多く開催されるよう、活動への直接的な支援を行うとともに、町内自治会に関する広報へ支援するなど、地域において顔の見える関係を築いてもらい、実践しながら経験を重ねることができるよう機会や場を提供することで、地域活動に関心を持った人々の「地域デビュー」を促進します。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
ふれあい・いきいきサロンの活動支援	参加者同士の交流や地域に住む高齢者の健康づくりを目的とし、地域公民館等で実施	◎	◎	○	○	○	◎	小学校区
子育てサークル	参加者同士の交流や健康づくり、育児相談、育児支援を行う	◎		○	○	○		小学校区
学生ボランティアの育成強化	高校・大学等の学校と連携を図り、新たな地域福祉活動の担い手として育成を図る		◎			○	○	市内全域

【取組5】地域の健康づくり活動の推進

校区担当保健師など多様な主体の連携により、校区の健康課題や健康づくりの目標を地域住民と共有しながら、校区の特性に応じた健康をテーマとしたまちづくりの取組を推進し、地域活動に参加してみるきっかけ作りを進めます。また、高齢者が地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、住民主体の通いの場において、自主的に行う団体の活動に対して支援するとともに、関心が低い人の運動習慣づくりに取り組めるよう、民間活力を活用した健康づくり事業を推進します。

第3章 第5次計画の取組

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
くまもと元気くらぶの活動支援	住民主体の通いの場において、介護予防のための体操等の活動を自主的に行う団体の活動に対して支援を行う	◎	○	○	○	○	◎	小学校区
校区単位の健康まちづくり	住民どうしのつながりづくりや小学校区単位での健康課題の住民との共有、地域での推進組織の立ち上げなど、住民との協働による健康まちづくり活動を推進する	◎				◎		小学校区
8020推進員養成講座 8020推進員の地域活動支援	8020運動を推進するため、歯と口の健康づくりの普及啓発を行う歯科保健推進ボランティア(8020推進員)の養成及び熊本市8020健康づくりの会に対する地域活動の支援	○		○	○	◎		各区

取組の視点 II-2 日常的に交流できる場所や機会を確保する

【取組6】地域住民の交流の場の確保

高齢者、障がい者や子どもなど、様々な世代の交流を促進する施設の設置や取組を実施するとともに、各地域の特性に応じた交流の場の提供や、住民主体の交流を促進するための各種支援などに取り組みます。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
地域公民館の活動助成	地域公民館における自主的な活動や施設の整備等に対して支援を行う。	◎				○		町内自治会 隣近所
夢もやい館	高齢者の健康維持及び介護予防を支援し、子ども達の健全な発達を図る施設、加えて相互の交流により地域社会のふれあいと連携を深め、市民の福祉の向上を図る	◎						日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
子育て支援センター事業	地域社会全体で子育てを支援する拠点として、子育てに関する相談や情報の提供、親子の交流等を行う	◎				○	○	市内全域

【取組4】子育てサークル風景



【取組5】健康まちづくり事業風景



基本方針Ⅲ ずっと支え合える体制づくり

基本方針Ⅲでは、「つながり続ける」を基本的な視点として、3つの取組の視点を定め、住民が抱えている困りごとに対して、住民同士で地域課題について話し合える、支え合える体制づくりに取り組みます。

地域にどのような人が暮らしていて、どのような困りごとがあるのか、自分の地域の現状を知り、住民同士が地域の課題に向き合い、地域活動の担い手が活動しやすい環境を整え、支え合い活動や見守り活動を推進し、その活動が継続できるよう取り組みます。

また、災害時には、地域の高齢者や障がい者など配慮を要する方々の避難や日常生活等を維持するための支援体制が必要となることから、日頃から地域防災にかかる支援体制づくりに取り組みます。

取組の主な対象 地域活動に参加された方・継続して地域とつながる方など

取組の視点 Ⅲ-1 参画の場を通して、住民同士が地域課題について話し合える

【取組7】校区社会福祉協議会等の地域団体による地域福祉活動の推進

校区社会福祉協議会が課題解決に向けて主体的に行動する計画である「校区社協行動計画」の見直しを進めるとともに、地域団体の活動への直接的な支援などを通して、住民主体の地域福祉活動の取組を推進します。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
町内自治会活動への支援	町内自治会に対する財政支援や研修会などを実施するとともに、加入促進に取り組み、町内自治会活動の支援を行う	◎				○		町内自治会 隣近所
校区社協行動計画の推進	地域福祉活動の中心を担う校区社会福祉協議会の活動指針となる「校区社協行動計画」を推進する	○	○	○	◎	○	○	小学校区
子育て支援ネットワーク推進事業	各小学校区の子育て支援ネットワークに対して、各地区(校区)の特性に応じた「地域の子育て支援を考え、実践する仕組み」を作る活動を推進する	◎		○	○	○	○	小学校区

取組の視点 Ⅲ-2 活動しやすい環境を整え、つながりと支え合いが継続する

【取組8】 民生委員・児童委員の活動支援

地域住民の最も身近な相談相手であり、地域活動の中核を担う民生委員・児童委員の活動環境を整えるため、活動に要する経費の支給や、負担軽減、担い手不足解消等についての継続的な協議の実施、新たな制度の創設に向けた検討を通して、持続可能な地域活動の実現を目指します。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
民生委員の活動支援	民生委員・児童委員活動に要する経費を支給	◎		○				市内全域
民生委員協力員等による活動支援	民生委員・児童委員の活動をサポートし、負担軽減・担い手育成を推進するため、民生委員協力員制度の導入や現行の民生委員制度の見直し等について検討を行う	◎		○				町内自治会 隣近所
民生委員制度の地域への説明会	各地域にて民生委員制度について説明を行い、各地域団体へ、民生委員活動や候補者の推薦等の協力を依頼する	◎		○				小学校区

【取組9】 地域団体等の情報共有や相互啓発の推進

地域活動に参加した人々が、負担なく活動を継続し、主体的に地域の課題を解決していくため、用途が限定された公的財源の支援のみならず、「熊本市市民公益活動支援基金」等、全般的な地域福祉活動に活用できる財源について、これまで以上に活用されるよう周知を行うとともに、それぞれの地域特性に応じた取組に対して補助を行うまちづくり分野の制度の活用について、地域団体等への情報提供を行います。あわせて、地域団体が行う活動や優良事例について情報発信を行い、相互啓発を推進します。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
熊本市市民公益活動支援基金	公益的な活動に対して助成する制度。団体からの助成申請に基づき、基金運営委員会が審査をして、熊本市が助成決定する	◎				○		市内全域
高齢者見守り事業	高齢者の実態の更なる把握を進めるとともに、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行い、支援が必要な高齢者に対して適切なサービスにつなげていく	◎	○	◎	○	○	○	小学校区
生活支援体制整備事業	各ささえりあに配置された、地域における生活支援・介護予防サービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を担う	◎	○	○	○	○	○	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)

第3章 第5次計画の取組

【取組10】身近な相談窓口や相談支援機関の整備

民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会などが把握した個人や地域の課題のうち、地域のみでは解決が困難な課題については、課題に応じた適切な支援先への引継ぎや、連携した支援を行う必要があることから、高齢者分野、障がい者分野、こども・子育て分野など、それぞれの分野ごとの相談窓口や相談支援機関の整備を推進します。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
生活困窮者自立相談支援事業	多様で複合的な問題について、生活困窮者本人及びその関係者からの相談に応じ、情報提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う	◎	○			○		市内全域
地域居住支援事業	保証人がいないことで賃貸借契約ができない恐れがある生活困窮者を対象として、公営住宅や民間賃貸住宅への受入を促進し、住み替えの包括的な支援を行う	◎	○					市内全域
若者・ヤングケアラー支援センター	電話・メール等でさまざまな相談を受け付け、必要に応じて助言、情報の提供、専門機関を紹介するほか、同行支援や訪問相談も行う	◎						市内全域

取組の視点 Ⅲ-3 災害の教訓を踏まえ、普段から支え合う体制を整える

【取組11】災害訓練の実施等による地域の防災力の向上

近年は気候変動の影響等もあり、大規模な自然災害の発生が繰り返されていることから、今一度災害の教訓を振り返り、地域における日頃からの災害訓練や地域版ハザードマップの作成、イベント等での災害に関する情報提供・啓発等を行い、地域における防災力を向上させ、災害への備えをきっかけとした地域の関係性の再構築に取り組みます。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
地域版ハザードマップの作成	災害発生や避難の視点から地域(町内)の問題点の検証を行い、住民のつながりや地域防災力を高めるための地域版ハザードマップを作成する。	○				◎	◎	町内自治会 隣近所
避難所運営委員会への活動支援	避難所運営委員会による避難所開設運営マニュアルの作成を促進するため、取組項目に応じて助成を行う	◎				○	○	小学校区
災害ボランティアセンター	災害ボランティアの受け入れ・マッチングを行い、(ニーズに応じた)日常生活復旧へ被災者支援活動等を行う	◎	◎			○	○	市内全域

【取組12】要配慮者への災害時支援体制の充実

日頃から地域の交流・連帯感を深め、住民同士の助け合いを促すとともに、「避難行動要支援者名簿」の区役所等への配備や、災害時に円滑な避難行動を促すための「防災無線」等による災害情報の発信、「福祉避難所」についての理解促進のための広報・周知を推進することで、要配慮者への災害時支援体制の充実に取り組めます。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
避難行動要支援者制度	平常時から避難支援等関係者への名簿提供、災害時の避難行動を記載した個別避難計画の作成推進により、実効性のある災害時の避難支援体制づくりを行う	◎	◎	○	○	○	○	町内自治会 隣近所
福祉避難所	特に配慮を要し、通常の避難所での避難生活が困難な方が避難生活を送ることができるよう、障がい者や高齢者等の福祉施設と協定を締結、避難環境の整備を行う	◎	○			○		小学校区
福祉子ども避難所	通常の避難所等での生活が困難な障がい児等を滞在させることを想定し、福祉避難所の一つとして定めたもの、必要に応じ、協定締結の特別支援学校内に設置する	◎				○		市内全域

【取組7】校区社会福祉協議会会議風景



【取組9】熊本市市民公益活動支援基金活用事業風景



【取組11】避難所運営委員会訓練風景



基本方針Ⅳ だれもがつながる地域づくり

基本方針Ⅳでは、「自分らしく暮らせる」を基本的な視点として、2つの取組の視点を定め、複雑化・複合化する課題へ対応するため、誰一人取り残されない包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

社会情勢の変化や価値観の多様化などにより、孤独・孤立問題等の課題が顕在化してきました。こういった複合的な問題や制度の狭間の問題を解決するため、福祉専門機関のみならず、多業種・多職種で連携し、属性や世代にとらわれることなく相談を受け止め、解決につなげる支援体制を構築します。

取組の主な対象 地域と連携できる多様な関係機関・地域で困難な課題を抱える方など

取組の視点 IV-1 誰一人取り残さないための包括的な相談支援体制づくりを進める

【取組13】複雑化・複合化した課題へ対応するための相談支援体制の充実

複合的な課題を抱える方や制度の狭間にいる方へ適切な支援が行き届くよう、各相談支援機関等の引き続きの充実を図ることで、その解決に向けた包括的な支援を推進するとともに、各相談支援機関等において、個人や世帯が抱えた課題の状況に応じた適切な支援が可能となるよう、分野を超えた連携を促進し、相談支援体制のさらなる充実に取り組みます。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
困難な課題を抱える女性支援事業	男女共同参画課相談室に女性相談員を配置、民間DVシェルター支援、DV防止啓発や法律相談等を開催、困難な課題を抱える女性への支援体制の充実	◎		○		○	○	市内全域
地域包括支援センター(高齢者支援センターささえりあ)	地域の介護予防事業のマネジメントや高齢者に対する総合相談支援等を担う、地域包括ケアシステムの中核的機関である地域包括支援センター	◎						日常生活圏域(地域包括ケア圏域)
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置	多様な生活課題を抱えている方々に対する支援を行うとともに、地域福祉活動支援として、民生委員児童委員等からの相談対応、事業支援等を通じた支援を実施	○	◎					市内全域

【取組14】官民連携による孤独・孤立対策の推進

孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において誰にでも生じ得るものであり、行政だけでは、すべての方へ支援を行き届けることが困難な課題です。そこで、こうした課題に対応するため、多様な主体との連携による孤独・孤立対策プラットフォームの枠組みの拡大や、地域協議会の設置等に取り組み、多様な支え手の連携による孤独・孤立対策を推進します。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
孤独・孤立対策	「孤独・孤立」の問題に対して、関係機関と連携した支援体制の構築や広く市民に広報啓発等を行う	◎				○		市内全域
火の国会議	くまもと災害ボランティア団体ネットワーク開催の「火の国会議」を支援等につなげる場として、関係機関が孤独・孤立化している要支援者への支援情報を共有	○	○			◎		市内全域
アートの力を生かしたまちづくり事業	文化芸術を介し、人と人とのつながりをつくり、孤独・孤立の予防・解消や地域住民のウェルビーイングの向上を目指し、その効果を測り実証する	◎				○	○	市内全域

取組の視点 IV-2 多様な主体の連携により、当事者等の早期把握や支援に繋げる

【取組15】関係機関との連携による当事者等の早期把握や支援

高齢者、障がい者、生活困窮者等の分野ごとに市全体のニーズの把握や課題の整理、各種事業の進捗管理、推進体制の整備等を協議するための協議体を整備するとともに、協議体間の情報共有・連携体制の強化を図り、「予防」の観点からのアプローチ等も行いながら、当事者等の早期把握や支援に取り組みます。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
地域包括ケアシステム推進会議	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進を図る	◎	○	○	○	○	○	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
妊娠・出産包括支援事業	地域における切れ目のない妊娠・出産支援強化のため、関係機関と連携・情報共有を図り、切れ目のない支援を実施する	◎				○		市内全域
要保護児童対策地域協議会の運営	関係機関、関係団体及び児童福祉の職務従事者その他の関係者により構成、要保護児童の適切な保護又は要支援児童、特定妊婦の早期発見・適切な支援を図る	◎		○	○	○	○	各区

【取組16】 専門機関等によるアウトリーチ等を通じた継続的支援

認知症高齢者や知的・精神障がい者等への支援は、専門的な知識が不可欠です。支援を必要とする方のところへ直接出向き、問題を把握し、必要な支援につなぐため、専門機関等によるアウトリーチによる支援等を通じた継続的な支援に取り組めます。

主な事業・取組(抜粋)	事業概要	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
子育て世帯訪問支援事業	不安を抱える子育て家庭及び妊産婦・ヤングケアラーがいる家庭へホームヘルパー等が訪問し、家事・育児等の支援を行う	◎						各区
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると認められる家庭に対し、保健師や助産師等が居宅を訪問し、養育指導及び助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する	◎						各区
地域生活支援員	専門的な知識を有する職員の指示のもと、認知症高齢者や知的・精神障がい者等の自宅や施設を定期的に訪問し、安心して生活できるように援助する		◎					市内全域

【取組14】火の国会議風景



【取組15】地域ケアシステム推進会議風景



第3章 第5次計画の取組

4 成果指標

基本方針	指標名	基準値 令和5年度	目標値 令和13年度
I	日常において人権を意識している市民の割合	86.4%	95.0%
	熊本市ボランティアセンターによる研修の参加人数	402人	750人
	ふくし出前講座の受講者数	2,465人	3,000人
II	住民主体の高齢者の通いの場(定期的に介護予防活動等を行うための場)の数	811箇所	1,011箇所
	地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPO活動など)に参加した市民の割合	36.5%	46.7%
III	民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率	89.5%	100%
	支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合	43.5%	70.0%
IV	「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数(年間)	1,336件	2,000件
	健やかにいきいきと暮らしていると感じる市民の割合	49.9%	60.0%
	孤独感の程度が高い市民の割合	37.4%	25.0%

第4章 熊本市成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の趣旨

本市の第8次総合計画では、「だれもが生きがいを持ち、お互いを支え合える社会の実現」を掲げ、年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちづくりを目指しています。

認知症、知的障がいその他の精神上的障がいにより判断能力に課題を抱える方は増加傾向にあり、住み慣れた地域で生きがいと尊厳を持って暮らすためには、成年後見制度の利用が必要な方に対して、適切に結びつくようにすることがますます重要となっています。

そこで、本計画を策定し、成年後見制度の利用の促進を図っていきます。

2 これまでの取組の振り返り

➤ これまでの取組

(1) 成年後見支援センター(相談窓口・市社会福祉協議会へ委託)の設置(令和4年3月)

令和4年度までは職員2名体制のところ、令和5年度より、3名に増員し、センターの機能の充実を図った。
(相談件数:令和4年度・280件、令和5年度・691件)

(2) 成年後見制度利用促進協議会の設置(令和4年3月)

成年後見制度の利用促進に関すること等を審議する。法律、福祉の専門職で構成

(3) 受任調整会議の設置(令和6年4月)

(4) 報酬助成の対象拡大

令和3年度より、市長申立てに加え、本人・親族申立ても対象

3 課題の整理

➤ 課題

今後、認知機能の低下が見られる高齢者の増加に伴い、制度利用者の増加も見込まれることから、後見人の担い手不足の解消に向け市民後見人の育成や新たな法人後見団体の確保のほか、相談機能や地域連携ネットワーク体制のさらなる深化・推進、成年後見制度の周知に取り組む必要があります。

(1)成年後見人等の担い手不足

成年後見人等の約8割は弁護士、司法書士、社会福祉士等の親族以外の専門職が担っている状況ですが、成年後見制度の利用者が増加する一方で、専門職が受任できる件数にも限度があるため、後見人の担い手が不足しています。そこで、同じ地域に暮らす生活者として、本人と同じ目線で物事を考え、寄り添った支援を可能とする市民後見人のさらなる育成のための取り組みを検討する必要があります。また、法人後見を担うことのできる新たな団体の確保について取り組む必要があります。

(2)相談機関の育成とスキルの標準化

成年後見支援センター、高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターの役割分担を整理しつつ、各センター職員の育成とスキルの標化を図りながら、円滑な業務実施のための連携のあり方等について検討が必要です。

(3)成年後見制度の認知不足

制度利用者の7割が後見類型であり、ひとりで物事を決められなくなってから申立に至っているケースが多くみられます。本人の権利擁護・意思決定支援の観点から、ひとりで物事を決められなくなる前に制度利用につながるよう、保佐・補助・任意後見を含めた制度の周知が必要です。

4 取組の方向性

1. 成年後見制度利用促進に向けた取組の推進

(1) 成年後見人等の担い手の確保

「市民後見人」に係る制度等について広く周知するとともに、成年後見人等のサポート体制の充実を図り、市民後見人の育成に取り組み、養成期間の短縮に向けて、家庭裁判所や市社会福祉協議会との検討を進めていきます。また、後見活動を行うことができる法人の確保を図るため、法人後見の担い手となり得る団体に対し、参入意向等の実態把握と、法人後見の活動のための推進を行います。

(2) 相談機能の強化

今後、相談件数の増加が見込まれることから、各区役所における市長申立ての相談体制の拡充を検討するとともに、成年後見支援センターの業務の効率化を図るため、相談結果の記録・集計を行うシステム導入などのDX化を推進します。

また、相談者に寄り添った質の高い相談機能を確保するため、成年後見支援センターと高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターによる協議の場を設け、それぞれの機能を活かした適切な役割分担を構築します。

さらに、弁護士や司法書士等による専門職相談会の活用やスキルアップの研修会等の実施により、対応力強化を図ります。

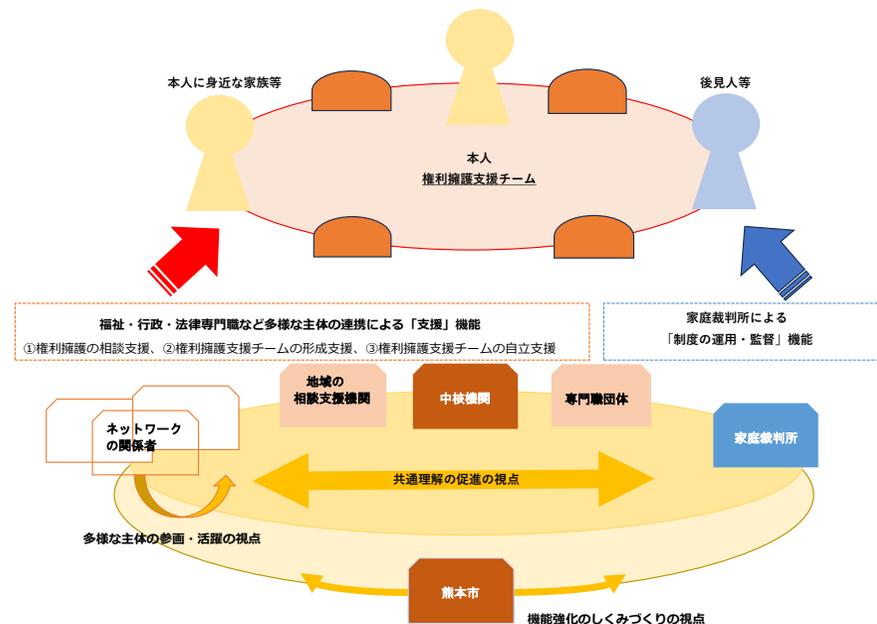
(3) 広報・啓発の強化

「市政だより」をはじめとする広報誌への掲載及び一般市民向けリーフレットの改訂・配布、研修会や出前講座の実施に加えて、終活セミナー等での説明や各種通知等へのリーフレット同封など、広報・啓発の強化に取り組みます。

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の深化・推進

申立ての相談対応について、振り返りや専門職からの助言を行う場を新たに設けるとともに成年後見利用促進協議会において、成年後見支援センターの体制の強化等について検討します。また、支援が必要な高齢者等と接する機会が多い民生委員・児童委員や医療・福祉関係団体等に対し、成年後見制度への理解・普及啓発に努めます。

さらに、市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を含めた権利擁護支援のあり方について検討を進めます。



～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図～

5 成果指標

➤ 指標1 成年後見制度利用者数

実績値 令和5年:年間1,544件 ⇒ 目標値:令和13年:年間1,844件

➤ 指標2 市民後見人の対応ケース数

実績値:R6.7.31現在 5ケース ⇒ 目標値:令和13年度:20ケース

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理にかかる基本的な考え方

この計画を実効性のあるものとして推進していくため、取組については各主体の連携・協働により進めるとともに、進捗状況については、PDCAサイクルに基づいて管理します。

2 進捗状況の確認

本市と市社会福祉協議会で構成する「第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議」を、毎年度開催し、関係部局・各区や関係機関が連携を図りながら、関連事業や各区・地域ごとの取組の実施状況の把握を行い、成果指標の達成状況等について適切に進捗管理を行います。

3 計画の評価・見直し

「第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議」における検証結果等については、毎年度、社会福祉審議会に報告を行い、委員からの意見及び評価をいただきながら、本計画の進行管理を行っていきます。

また、熊本市第8次総合計画と併せて、令和9年度(2027年度)に中間見直しを行います。

【計画の推進イメージ】

